

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年7月7日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第12号

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年佐賀県条例第63号)に基づき、職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 職員は、配偶者同行休業承認申請書に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して配偶者同行休業の承認の申請を行ったときは、当該申請をもって、前項に規定する申請に代えることができる。

3 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

（任命権者） 様		年 月 日	
		申請者 所属名 職名 氏名	
次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）を申請します。			
1	申請の区分	配偶者同行休業（2、3及び4に記入） 期間の延長（2、3及び5に記入）	
2	氏名		
	職業		
	申請時の所属先の名称(所在地)	()	
	外国滞在事由		
申請に係る配偶者	外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()	
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6	備考		

- 注 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- (1) 配偶者の滞在事由及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する にはレ印を記入すること。